

仙台市水道事業基本計画の策定について

1. 策定の趣旨

仙台市水道局では、平成 11 年度に「安定給水」・「サービスの向上」・「経営の安定化」を基本目標とする「仙台市水道事業基本計画」(計画期間 平成 12～21 年度)を策定しました。その間、前期と後期それぞれ 5 年間の計画期間とする「仙台市水道事業中期経営計画」を策定し、具体の事業運営を行ってきました。

しかしながら、近年の水道事業をとりまく環境は、先行き不透明な経済情勢や社会構造の変化による水需要の減少、安全性やおいしさに対するお客さまの関心の高まり、地方分権や規制緩和の進展、地球規模での環境問題の顕在化など、大きく変化してきています。

加えて、今後も予想される水需要の減少とそれに伴う料金収入減少の状況下で、老朽化した水道施設の更新や高い確率で発生が予想される宮城県沖地震に対する災害対策など、安定給水という使命を果たしていくための必要な投資も行っていかなければなりません。さらには、職員の大量退職も見据え、水道事業を担う人材育成や技術の継承など、将来にわたる安定的な経営基盤の確立が求められています。

また、国(厚生労働省)においては、全国の水道事業体に共通するこれらの課題に的確に対応していくため、平成 16 年 6 月に「水道ビジョン」が策定され(平成 20 年 7 月改訂)、これからの水道事業体のあるべき姿として、「安心」・「安定」・「持続」・「環境」・「国際」の 5 つの分野で 21 世紀半ばまでの政策目標を掲げています。

このような事業環境の変化をふまえ、仙台市水道局が市民生活と都市活動に欠かすことのできないライフラインとして、引き続き安全で良質な水を安定して供給していくためには、「水道ビジョン」の政策目標を念頭におきながら、事業運営の指針となる長期的な事業計画を定めることが必要です。また、水道事業は公共性が高い事業であるとともに、料金収入で成り立つ公営企業であり、計画的な事業運営を図り、お客さまの理解を得ることは不可欠であると同時に、事業者としての責務でもあります。

以上の趣旨をもって、このたび新たに「仙台市水道事業基本計画」を策定し、今後 10 年間の長期的な事業の方向性を定めます。

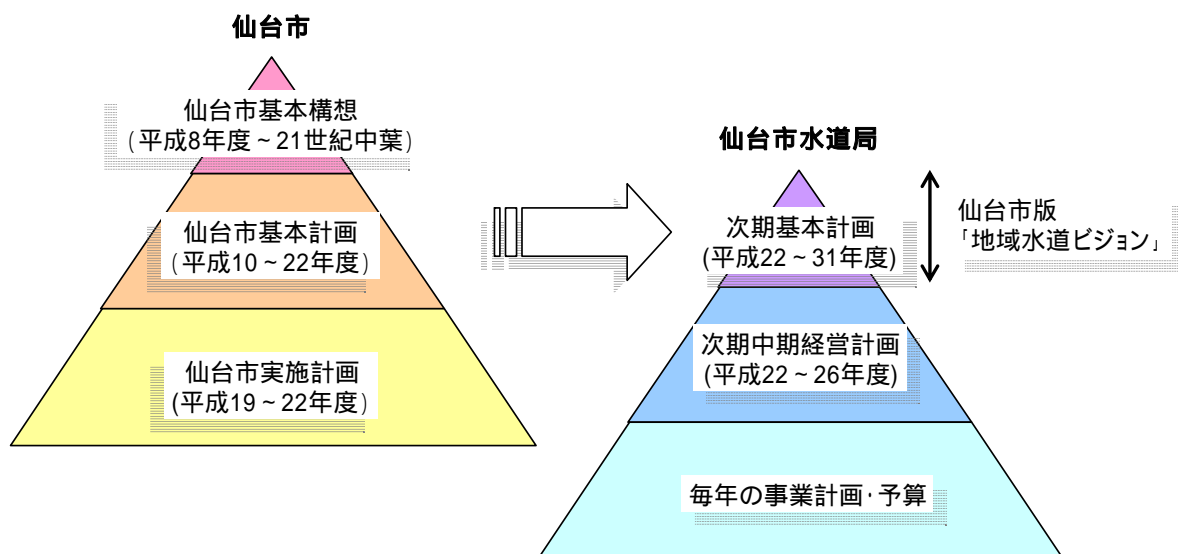
2. 計画の位置づけ

「仙台市水道事業基本計画」は、長期的な事業運営の指針として、平成22年度から平成31年度の今後10年間の施策推進のための計画をまとめるものです。

基本計画の推進にあたっては、概ね5年毎に作成する「中期経営計画」の中で施策の方向性を細分化し、事業環境や社会情勢の変化、お客さまの声などを反映しながら、財政収支の見通しなどもふまえ、個別事業を設定し進捗管理を実施します。

また、国(厚生労働省)は「水道ビジョン」の策定とともに、各水道事業の現状を分析・評価したうえで、目指すべき将来像を描き、その実現のための具体的な目標と方策を示すものとして、「地域水道ビジョン」を策定することを推奨しています。「仙台市水道事業基本計画」の策定にあたっては、「水道ビジョン」に示されている政策目標などの基本的な視点を採り入れることにより、「仙台市水道事業基本計画」を仙台市水道局における「地域水道ビジョン」として位置づけます。

図：計画の位置づけ



3. 策定の進め方

(1) 基本計画検討委員会

策定にあたり、外部の有識者による検討委員会を設置し、そこでの議論をふまえ、計画策定を進めていきます。

(2) お客さまの声の反映

検討委員会での議論の経過を公開するとともに、計画の中間案段階でパブリックコメントを実施し、お客さまの声を計画策定に反映していきます。